

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本刑総第513号
平成23年6月28日
宮城県警察本部長

被疑者の護送に要する経費の取扱要領の制定について（通達）

みだしのことについて、被疑者の護送業務に従事する警察官に対する経費の支払方法を見直すため、「被疑者の護送に要する経費の取扱いについて（通達）」（平成15年3月12日付け宮本会第109号）の一部を改正し、別添のとおり被疑者の護送に要する経費の取扱要領を制定し、平成23年4月1日から適用することとしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

これまで本県警察で指名手配をした被疑者の護送に従事する本県以外の警察官に対する旅費については、当該被疑者を引き受ける所属において、刑事部刑事総務課保管の資金前渡金により支払っていたが、資金前渡金の適正な管理と支給事務の合理化等を図るため、支払方法を口座振込とすることとしたものである。

2 改正の概要

(1) 徴すべき書類の改正

口座振込とするため、本県警察で指名手配をした被疑者の護送に従事する本県以外の警察官から、口座振込依頼書を徴することとした。

(2) 被疑者押送旅費の予算の令達

口座振込のための予算については、刑事部刑事総務課の被疑者押送旅費からの予算令達による予算措置を行うこととした。

別添

被疑者の護送に要する経費の取扱要領

1 趣旨

この要領は、被疑者の護送に要する経費の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 経費の負担区分等

(1) 護送員に対する経費

ア 本県の護送員に対する経費

本県の護送員（被疑者の護送業務に従事する警察官をいう。以下同じ。）が行う護送に要する旅費は、職員等の旅費に関する条例（昭和32年宮城県条例第30号。以下「旅費条例」という。）等に基づき、旅行命令を行う所属の県費旅費から支出するものとする。

イ 本県以外の護送員に対する経費

本県以外の護送員が本県警察で指名手配をした被疑者の護送に従事する場合の旅費は、旅費条例等に基づき、刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）で取り扱う県費旅費の被疑者押送旅費から支出するものとする。

(2) 護送被疑者に係る輸送経費

護送被疑者に係る輸送経費は、刑事総務課で取り扱う県費役務費の被疑者輸送費から支出するものとする。

また、輸送中の被疑者に要する食料費も当該役務費から支出することができるが、その単価は、警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費の改正について（平成19年宮城県公安委員会告示第19号）に定める額を基準とする。この場合において被疑者に対する給食を留置先の警察署で行うときは、当該警察署の留置人賄料から支出するものとする。

3 経費の支払方法

(1) 本県以外の護送員に対する旅費

ア 本県以外の護送員に対する旅費の支払方法は、口座振込とし、護送被疑者を引き受ける所属において、当該護送員から、口座振込依頼書（別記様式第1号）を徴するものとする。

イ 護送被疑者を引き受ける所属においては、所要額を刑事総務課に連絡し、予算令達を受けた後、口座振込により支払うものとする。

(2) 護送被疑者に係る輸送経費

護送被疑者に係る輸送経費は、刑事総務課で取り扱う資金前渡金から支払うものとする。

4 資金前渡金の取扱い

(1) 資金前渡職員の指定

被疑者輸送費の資金前渡職員は、刑事総務課の庶務を担当する上席の職員をもって充てる。

(2) 資金前渡金の受領

資金前渡職員は、県下の指名手配の状況等を勘案し、その支払に支障を来さないよう、おおむね1か月分の所要見込額を算出して資金前渡施行伺を作成し、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に基づく手続により必要額を受領すること。この場合において、受領した資金前渡金は、財務規則第53条第1項の規定により当面の必要額を除いて預金管理し、当面の必要額は、同条第2項に規定する現金出納票によって管理すること。

(3) 資金前渡金の支払

資金前渡職員は、本県以外の護送員に対する被疑者輸送費を支払う場合は、被疑者輸送費受領書（別記様式第2号）に当該護送員から署名及び受領印を徴すること。

(4) 資金前渡金の精算

財務規則第54条第1項の規定により、資金前渡職員は、月末に1か月分の支払を取りまとめて、精算票に残高証明書（別記様式3号）、現金出納票の写し、被疑者輸送費受領書等の関係書類を添えて、支出命令者に精算報告を行うものとする。

5 護送員に対する旅行命令等及び被疑者護送時の旅費等の計算

(1) 護送員の旅行命令及び旅行依頼

本県の護送員に対する旅行命令は旅行者の旅行命令権者である所属長が行い、本県以外の護送員に対する旅行依頼は護送被疑者を引き受ける所属長が行うものとする。

(2) 被疑者護送時の旅費及び被疑者輸送費の計算

護送員及び護送被疑者が一般交通機関を利用した場合の旅費及び被疑者輸送費の計算は、旅費条例第7条の規定によるものとする。

口座振込依頼書

年 月 日

警察署長 殿

住 所

氏 名 ㊟

(電話番号 — —)

被疑者押送旅費については、下記のとおり口座振込されるよう依頼します。

金 融 機 関 名	銀行	支店
種 別	当座預金	普通預金
口 座 番 号		
ふ り が な 口 座 名 義		

被疑者輸送費受領書

年 月 日

宮城県警察本部刑事部刑事総務課

資金前渡職員

殿

(所 属 名)

(職・氏名)

印

¥

円也

内 訳

・ 交通費

円

・ 食料費

円

被疑者輸送費として、上記のとおり受領しました。

残高証明書

¥ _____ 円也

内 訳

科目(目・節)	金額	備考
刑事警察費		預金 円
役務費	円	現金 円

上記のとおり 年 月 日現在の残高を証明します。

年 月 日

宮城県警察本部刑事部刑事総務課長

